

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく報告徴収の詳細概要

1. 東電 EP による非課税事業者の確認を目的に「再エネ業務管理システム」の ID 等を提供した事案
 - 東電 EP から聞くとところによると、2022 年 7 月、同社の社内システム変更に伴い、交付金申請手続きにおける非課税事業者の確認を要するデータ数が増加し、業務を正確に進めることを目的として、過去に利用していた現在はアクセスできなくなっていた「再エネ業務管理システム」（以下、「当該システム」）の活用を考えた。
 - そのため東電 EP 社員は、当社で交付金申請業務に担務する当社社員に対し、その旨を伝えたところ、当社社員は、アクセスできない理由は単に当社によるパスワード変更にあると思いこみ、ID 等を提供した。【提供事案①：2023 年 2 月 10 日お知らせ済み】
 - その後も東電 EP では、交付金申請手続きにおける非課税事業者の確認にあたり、継続して当該システムを利用していたが、本年 1 月、当社が当該システムのパスワードを変更したため、再びアクセスできなくなったとして、2 月に改めて別の当社社員に相談をした。この時対応した当社社員は、過去に ID 等を提供していたことを知っていたため、新たな ID 等を共有した。【提供事案②：新規】
2. 東電 EP による交付金申請エラーの確認を目的に ID 等を提供した事案
 - 2018 年 7 月、当社から東電 EP に異動した東電 EP 社員は、申請エラー確認業務の滞留解消を図るため、当該システムの利用を開始した。このとき東電 EP 社員は、当該システムの利用が一般送配電事業者に制限されているという認識を持たぬまま、当社支社在籍時に承知していた ID 等を用いて当該システムを利用するようになった。【提供事案③：新規】
 - 2018 年 11 月、当社においてパスワードを変更したことから、当該システムへアクセスできなくなった東電 EP 社員は、以前在籍していた当社支社社員に新たな ID 等の提供を依頼した。当社社員は、新たな ID 等を提供した。【提供事案④：新規】
 - 2019 年 4 月、当社において再度パスワードを変更したことを受けて、前回同様、東電 EP 社員は、当社社員に新たな ID 等の提供を依頼し、当社社員は新たな ID 等を提供した。【提供事案⑤：新規】
 - 2022 年 4 月、当社においてパスワード変更をしたことから、当該システムへアクセスできなくなった当社子会社であるテプコ・ソリューション・アドバンス株式会社（以下、「TSA」）の東電 EP 受託部門担当者は、TSA の当社受託部門担当者に連絡をし、TSA の当社受託部門担当者は、当該システムは小売電気事業者も閲覧可能との誤った認識に基づき、新たな ID 等を提供した。【提供事案⑥：新規】
 - 2023 年 1 月、当社において再度パスワードを変更したことを受けて、TSA の東電 EP 受託部門担当者は、TSA の当社受託部門担当者に連絡をした。TSA の当社受託部門担当者は、東電 EP 受託部門へのパスワード変更の連絡が遅れているものと思い込み、新たな ID 等を提供した。【提供事案⑦：新規】

以 上